三　発電用原子炉の通常運転（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ　発電用原子炉の通常運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ　運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第百二十九条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第五号の処置を除く。）に関する事項

四　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六　運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七　試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

八　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十　略］

［２・３　略］

４　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

［一～三　略］

三　運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五　非常の場合に採るべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

六　運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百二十九条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

七　試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

八　［同上］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十　同上］

［２・３　同上］

４　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条　［同上］

［一～三　同上］